

新座市告示第 2 1 9 号

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度新座市障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進方針を次のように定めたので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 2 4 日

新座市長 並 木 傑

令和 5 年度新座市障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者雇用の支援及び障がい者就労施設等の経営基盤の強化を図るため、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、令和 5 年度新座市障がい者就労施設等からの物品等の優先調達推進方針を策定し、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての各課所が直接又は委託事業主若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型及び B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）に基づく助成を受けている小規

模作業所

- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（(ア)から(ウ)までの全てを満たすもの）

(ア) 障がい者の雇用者数が5人以上

(イ) 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上

(ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

5 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 障がい者福祉課は、各課所が調達を円滑に進めることができるよう、障がい者就労施設等の提供可能な物品等の情報を各課所に提供し、調達の推進に努める。
- (2) 物品等の調達に当たっては、所管するイベント、キャンペーン等での啓発用物品、記念品なども含め発注可能な物品等を各課所で十分検討する。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対する十分な説明に努める。
- (5) 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号の規定に基づく随意契約を、優先的に障がい者就労施設等と締結するものとし、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号）第32条の3の規定により、必要な事項を公表するものとする。
- (6) 共同受注窓口を介した調達は、障がい者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとする。

- (7) 物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等への周知の推進に努めることとする。

6 調達の目標

令和5年度調達目標を、次のとおりとする。

目標額 619万円

7 調達実績の公表

調達実績の概要については、法第9条第5項の規定に基づき、毎年度終了後に取りまとめ、市のホームページ等により公表するものとする。